

# 那賀5町

第13号

平成17年5月発行

# 合併協議会だより



名手川の鯉流し：那賀町

## 紀の川市誕生まであと190日

(5月1日現在)

### 目次

- 第12回合併協議会審議状況 ..... 2P
- 和歌山県議会合併議案を可決 ..... 3P
- 県知事から合併決定書交付 ..... 3P
- 第1回紀の川市市章選定  
小委員会審議内容 ..... 3P
- 紀の川市に馳せる思い ..... 4・5P
- 「紀の川市」市章大募集 ..... 6P



## 第12回

# 合併協議会の審議状況

3月30日、桃山町保健福祉センターで第12回那賀5町合併協議会を開催しました。

### 協議事項

次の議案が提出され、原案どおり決定・確認しました。

#### ● 議案第17号

特別職報酬等小委員会規程について特別職の報酬等について協議を行うため小委員会を設置します。  
規程にもとづいて、市長・議会議員等の方々の報酬について審議することになりました。

## 特別職報酬等小委員会委員名簿

氏名	町名	選出区分
奥 順 司	打 田 町	学識経験者
上 野 富 一		学識経験者
松 井 信 雄	粉 河 町	学識経験者
柳 本 益 代		学識経験者
仮 屋 肇 昇	那 賀 町	学識経験者
藤 田 佐代子		学識経験者
宇 田 寛	桃 山 町	学識経験者
西 平 美 和		学識経験者
松 浦 猛	貴志川町	学識経験者
河 上 泰 三		学識経験者

#### ● 議案第18号

紀の川市市章選定小委員会規程について  
紀の川市市章の選定に関することについて、審議を行います。

※ 市章の選定については、第5回合併協議会において「市章については、新市において新たに定めるものとする。」と確認されていましたが、市章は新市のシンボルであり、また新市が発行する印鑑登録カード、戸籍抄本・謄本、印鑑証明、住民基本カード、封筒等に市章を用いることが望ましいと考えられるため、新市発足時までに選定することを確認しました。

## 紀の川市市章選定小委員会委員名簿

氏名	町名	選出区分
藤 永 知 宏	打 田 町	助 役
榎 本 喜 之		議 会 議 員
南 木 和 子		学識経験者
増 田 敏 郎	粉 河 町	助 役
杉 原 勲		議 会 議 員
大 西 洋 太 郎		学識経験者
丸 井 幸 次	那 賀 町	助 役
黒 田 七 郎		議 会 議 員
岡 田 邦 夫		学識経験者
千 田 弘	桃 山 町	助 役
大 森 道 夫		議 会 議 員
津 田 愛 珂		学識経験者
武 部 善 次	貴志川町	助 役
竹 村 広 明		議 会 議 員
田 村 美 代 子		学識経験者
特別委員 北 村 元 成		和歌山大学講師

#### ● 議案第19号

平成17年度那賀5町合併協議会事業計画について

- ・協議会の開催  
5月、8月、10月の開催予定とし、事務事業の調整状況等について報告する。
- ・電算業務統合事業  
新システムによる業務のスムーズな移行作業の調整。
- ・協議会だよりの発行  
協議会の内容や新市発足に向けて、住民への情報提供を行う。
- ・協議会ホームページの更新  
協議会の協議内容及び新市発足に向けて、情報提供を行う。

#### ● 議案第20号

平成17年度那賀5町合併協議会予算について  
85、520千円の歳入歳出予算を審議し、決定しました。

- ・新市の広報事業  
新市の広報誌（創刊号）の発行及びホームページ開設の準備を行う。
- ・新市開庁準備  
新市開庁に向け、本庁、支所等の施設の改修、市章の選定、施設案内表示の変更、暮らしのガイドブック等の作成。  
以上を行います。





### 協議第51号

市章の選定について  
市章の選定については、紀の川市市章選定小委員会において調整し、協議会で選定する。



### 和歌山県議会 合併（廃置分合） 議案を可決

3月18日、和歌山県議会2月定例会において提案されていた那賀5町の合併（廃置分合）議案が可決され、3月25日県知事から総務大臣に届出がなされました。

### 県知事から

### 合併（廃置分合） 決定書が交付される!!

県議会の議決を受けて、3月25日県知事から地方自治法第7条第1項に規定する合併（廃置分合）の決定書が交付され、3月30日、桃山町保健福祉センターにおいて堂本那賀振興局長から那賀5町の町長へ決定書が手渡されました。



## 第1回紀の川市市章選定小委員会審議内容

日時：平成17年4月12日(火) 午後2時  
場所：打田町保健福祉センター 3階 大会議室  
出席委員：16名

### おもな協議（決定・確認）事項

平成17年11月7日の合併に向け、紀の川市がめざすまちづくりの将来像である「元気で安心、自然の中で交流の輪がひろがる文化創造都市」にふさわしい市章を選ぶための募集方法や選考方法などを協議し、決定しました。

**募集方法** 「公募方式」

**応募方法** 「紀の川市」市章図案応募用紙等に図案その他必要事項を記載のうえ郵送または持参することとします。

**選考方法** 応募作品の中から小委員会で候補作品を選考し、合併協議会で市章採用作品を選定します。

・委員長、副委員長には、次の方々が選出されました。

役職名	氏名	町名	選出区分
委員長	黒田七郎	那賀町	議会議員
副委員長	田村美代子	貴志川町	学識経験者



その他の詳細事項は、最終ページの「募集記事」に記載していますのでご覧ください



# 「紀の川市」に馳せる思い

## ～新市発足にむけて～

合併協議も一連の手続きを終え、新市発足まで6カ月余りとなりました。今回は、「紀の川市」誕生にむけて那賀5町の町長に新市に馳せる思いを語っていただきました。



パラグライダー

打田町長  
根来公士

市町村合併は、ひとことで言えば、「時代の変化に対応できる新しい町づくり」であります。

5町がこの共通の認識を持って、共に汗をかき、紀の川市の実現をみるに至ったことを喜び合いたいと思います。私は、今日まで町づくりの目標として、「活力(アクティビティ)」、「快適(アメニティ)」、「安全(セキュリティ)」、「地域の連帯(コミュニティ)」の「四つのティ」を掲げてきました。これらは新市においても追求しなければならぬテーマであると思います。

5町には、それぞれの歴史や伝統や文化がありますが、それらは紀の川によって結ばれています。新市がそれらを引き継ぎ、統合し、発展させるならば、素晴らしい町づくりができます。交通、通信、観光、防災、福祉等の地域ネットワークを整備し、恵まれた立地条件を生かした産業の振興を図り、住みよい紀の川市を実現したいと思えます。

この地域には、豊かな水や緑の自然環境や自然景観があります。それらを大切に守りながら、風格ある「田園都

市」を目ざしたいと思えます。

是非新市で推進したいことを幾つか挙げますと、「都市と農村の共生・対流」というテーマの具体化、ごみ処理施設の早期建設、小中学校等の耐震工事及び老朽ため池や紀の川とその支川の抜本改修など防災対策、国家的課題でもある次世代育成対策であります。

新市においても厳しい財政運営を余儀なくされることが予想されます。

市町村合併の理念を踏まえ、行政も住民も覚悟を決めて、行財政の適正・合理化を図らなければなりません。合併の生みの苦しみは、まだまだ続きませんが、それらを乗り越えて、地方の新时代を切り開いてゆかねばなりません。私は、今回の合併は、将来必ず「平成の大合併」と評価されるものと信じています。

粉河町長  
服部 一

いよいよ、那賀5町合併による新市「紀の川市」が今年11月7日をもって誕生することとなりました。合併に至るまでには色々とした難しい課題もありましたが、5町の合併協議会委員や職員・関係機関の皆さま方に多面にわたるご協議をいただき、互譲の精神と各町の事情をよく理解し合うことにより、諸問題を克服することが出来ました。

今、ここに5町の思いが一つになり、合併が実現する喜びをかみしめております。

また、那賀5町建設計画も策定することができ、新市の将来に向けてのまちづくり施策・主要事業も示されました。

今後は、各町が、今日まで取り組んできた継続事業・案件をできるだけ早期に軌道に乗せ、住民の新市に対する不安を取り除くとともに、本庁舎所在地となる打田町を中心とした都市基盤の整備を推進するとともに、各町の地域性・特徴を活かした中で、農林業・観光・商工の活性化を促し、また加速する少子・高齢化社会対策、特に、福祉事業を重点課題として、健康的で安全かつ住みやすい環境のまちづくりを目指すことにより、若者が定着でき、お年寄りが安心して暮らせる、誰もが魅力を感じる生活環境を作り上げていく必要があると感じております。

その為には将来は10万都市をめざす勢いと気迫をもって、新しい発想とアイデアを持ち合う中で、新市の創造をおこなうならば、きつと、市民が合併してよかつたと思える感じのすばらしいまちづくりができるものと確信します。

新市「紀の川市」が夢と希望のもてするすばらしい発展を遂げられればと思っております。



紀の川流し雑

## 那賀町長 東 健 児

行財政の改革が合併の大きな柱であり、事務・組織の効率化を図り、市町村の合併の特例に関する法律を有効に活用することが大切であります。

各町においては、町の発展の為に幾多の事業を計画し、又、事業着手しておりますが、これらの懸案・継続の事業について、最重要項目を絞り込み紀の川市建設計画に搭載をしております。

5町を集めると莫大な額になりますが、これらを完遂するために、その財源として10年間にわたり合併特例債を利用するなかで、都市基盤の整備、産業の振興、生活環境の整備、教育・文化の振興、保健・医療・福祉の充実等を図り、若者が定住し活気にあふれ、住みたい・住んで良かったと言われる10万都市を目指していかねければと考えます。合併すれば新しい市民の融和が大事になってきます。旧町のままで我ら我らでいると上手くいかないし、イベントを統合して開催するとか、施設をうまく共有して、市民が一緒になって活動できるようにして、仲良くやっていくことが大切だと思います。



華岡青洲



ももちゃんとピーチくん

## 桃山町長 山下 忠 男

平成の大合併が全国的にすすめるなか、わが那賀郡5町も幾多の紆余曲折がありました。一月二十八日、無事調印式も終わり、所定の手続きをすませて、名実ともに「紀の川市」の発足が取り決められたことは、関係者の一人として誠に感慨深く、心からお慶び申し上げます。

この実現に至るまでには、幾多の諸問題を抱えながら、各町民の理解ある後押しによって、協議会委員の終始前向きな議論、協議の成果が見事に実を結んだものといえます。

いうまでもなく、これからの地方自治体は歴史や文化に育てられた地域の特徴を発揮しながら、住民自治の行政を、今の水準以上に維持発展させる為には、自主自立の精神を忘れず、5町のそれぞれの実情に最もふさわしい提案や計画を実現していかねばなりません。

この紀の川市にとってもすべて画一的なやり方ではなく、住民の思いを実現させることは、何より大切でありましょう。

旧町の圏域を越えて、いち早く融和

と連携に、まず役職員一致団結して、心を配るべきものと希望します。

それには時間を要するものもあり、取り組めばすぐにでも実践できるものもあります。それぞれの町の持つ活力、やる気を相互に認め合いながら地についた住民のための活動を大いに発展させ、地域コミュニティをしつかりしたものにしていきたい。

幸いにして、新市紀の川市は自然環境や歴史、文化、農業など産業経済に恵まれた基盤があり、市民が安心して暮らせる生活圏と二十一世紀を切り拓く田園都市としての風格ある市政が求められます。その実現のためには、5町の職員がそれぞれ持ち味を活かした新市の建設計画も既に承認されており、住民ニーズに応えながら、福祉社会にふさわしい安心・安全の市政の躍進に大いに期待して止まないところであります。

## 貴志川町長 中 村 慎 司

日々新緑の色を増すこの頃、みなさま方におかれましてはご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、本年11月7日にはみなさま方の夢と希望と期待の中、紀の川市がスタートします。

古くから交流のあった5町が、それぞれの歴史、文化、伝統を継承しながら、また、人々が手を携えながら、和をもって、新しいまち「紀の川市」を素晴

らしいまちに創りあげなければなりません。ご承知のとおり、大変厳しい社会経済情勢であります。

本庁舎は打田町であります。手狭なため各町に分散した形となります。

住民のみなさま方には、支所業務を充実させ、できるだけ「ご不便をかけないよう努めなければなりません」。

行政は、住民のために常に「生きた行政」をしていかなければならない使命を背負っております。

行財政改革を進めながら、住民のみなさま方に住んで良かった、合併して良かったと喜んでいただけるまちづくりをしなければなりません。

そのためにも、安全・安心(防犯・防災)なまち、生活環境の整備されたまち、農業や商工業の盛んなまち、福祉医療体制の充実したまち、教育環境の整備されたまち、歴史・文化遺産を活かした観光のまち、と『将来に夢と希望の持てる紀の川市づくり』を住民のみなさま方とともに創り進めていかなければならないと考えます。

紀の川市の均衡ある発展とみなさま方の幸せのため、力をあわせて、後世に誇れるまちづくりのため頑張りましょう。



きしべの里

# 「紀の川市」市章大募集

平成17年11月7日の合併に向け、新市の市章を公募いたします。

応募作品は、合併協議会で選考され、採用された作品は新市の旗はもとより公共施設や封筒等に幅広く使われることになります。

- ① 紀の川市がめざすまちづくりの将来像である「元気で安心、自然の中で交流の輪がひろがる文化創造都市」にふさわしいもので、市旗、バツジ、封筒等にも使用できるデザイン。未発表作品のものに限ります。
- ② 用紙の地色を含め3色以内であること。なおグラデーション（色の濃淡を連続的に階調で表現すること）は不可とします。

**募集期間** 平成17年5月9日(月)から  
平成17年6月15日(水)まで  
(当日消印有効)

**最優秀賞** 1点 300,000円

**優秀賞** 2点 各100,000円

※ 受賞者が未成年の場合、その保護者に代理授与します。

1. 応募資格は問いません。ただし、1人の応募点数は3点以内とします。
2. 応募は所定の応募用紙又は縦横15cmの枠を書いたA4白色用紙を縦長で使用し、用紙1枚につき1作品とします。  
※ 専用応募用紙は各町役場にあります。
3. 応募に当たっては、「図案の趣旨」、「住所」、「氏名（ふりがな）」、「性別」、「年齢」、「職業」及び「電話番号」を用紙に記載してください。
4. 応募は、封書による郵送又は持参とします。  
電子メール及びFAXによる応募は不可とします。  
(郵送の場合) 下記応募先へ郵送してください。  
(持参の場合) 打田町・粉河町・那賀町・桃山町・貴志川町の各役場企画関係課及び合併協議会事務局へお届けください。

※ 採用作品は、合併協議会だより及びホームページで発表し、採用作品応募者にはあらかじめ通知いたします。

市章が決まるまで

市章選定小委員会の設置

市章募集開始 5月9日

募集締切 6月15日

7月：市章候補作品3点の選考(市章選定小委員会)

8月：最優秀作品(採用作品)の選定(合併協議会)

## お問い合わせ・応募先

〒649-6531 粉河町大字粉河681番地の4  
那賀5町合併協議会事務局

電話番号 (0736) 73-2020・2081

ホームページアドレス <http://www.naga5town.jp>

● 詳しいことは、那賀5町合併協議会事務局までお問い合わせ下さい。

### 著作権等について

- ・ 採用作品に関する一切の権利は、那賀5町合併協議会及び紀の川市に帰属します。
- ・ 応募作品は返却いたしません。
- ・ 採用作品の使用にあたっては、作品に若干の変更を加えたり、モノクロで利用する場合があります。